

## 島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 県の交付する原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象及び補助率)

第2条 知事は、この要綱の定めるところにより、補助事業者が原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱(平成12年3月27日付け平成12・03・07資財第9号。以下「国要綱」という。)第3条第1項に規定する区域内において行う企業立地支援事業(以下「企業立地支援事業」という。)に要する費用に充てるため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 市町村合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。)により、特定市町村に従前該当していた市町村(以下「旧特定市町村」という。)の区域に変更が生じた場合であって、当該市町村合併の日以前に当該区域内の対象施設の着工が確実となった場合にあつては、当該対象施設に係る補助金については、旧特定市町村を特定市町村とみなして前項の規定を適用する。ただし、当該市町村合併(地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律第4号)第2条の施行の日(平成14年3月31日)から平成18年3月31日までに行われたものに限る。)により、対象施設の設置がその区域内において行われている旧特定市町村の区域の全部又は一部を含む区域をもって設置される市町村にあつては、この限りではない。

3 補助率は、定額とする。

### (交付の申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年7月1日から7月15日まで又は1月1日から1月15日までの間に様式第1(第2条第2項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する旧特定市町村の区域の変更が生じた後初めて補助金の交付を受ける場合にあつては、様式第1-2)による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付の決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行

い、その決定の内容を補助事業者へ通知するものとする。この場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 前項の規定による事業に係る補助金の交付決定の内容には、次に掲げる区分ごとの経費の配分を含むものとする。

(1) 事業費

(2) 一般事務費

3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

4 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

5 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、様式第2による届出書を知事に提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく様式第3による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況の報告)

第7条 補助事業者は知事が特に必要と認めて要求したときは、様式第4による報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第6条第1項第4号の規定に基づく補助

事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに様式第5による報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告書の提出を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、第6条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第4条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、補助事業に関し、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6による報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 第10条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する  
(補助金の支払)

第13条 知事は、第10条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による請求書を知事に提出しなければならない。  
(取得財産等の管理等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式8による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。  
(取得財産等の処分の制限等)

第15条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第9による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。(知事が別に定める期間を経過したときは、この限りではない。)

3 前条第3項の規定は前項の承認をする場合において準用する。  
(補助事業の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。  
(実施要領の制定)

第17条 第2条第1項に規定する企業立地支援事業の実施については、この要綱に基づくほか、別に定める実施要領による。

#### 附 則

1 この要綱は平成15年2月21日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 平成14年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「毎年7月1日から7月10日まで又は1月1日から1月10日まで」とあるのは、「平成15年2月21日から3月10日まで」とする。

3 この要綱は平成17年12月26日から施行し、平成17年度予算から適用する。

- 4 平成17年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「毎年7月1日から7月10日まで又は1月1日から1月10日まで」とあるのは、「平成18年1月17日から平成18年1月26日まで」とする。
- 5 この要綱は平成19年4月2日から施行する。
- 6 この要綱は平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算から適用する。
- 7 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は平成26年2月13日から施行し、平成25年度予算から適用する。
- 9 平成25年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「1月1日から1月15日まで」とあるのは、「1月1日から1月15日まで若しくは2月13日から2月18日まで」とする。
- 10 この要綱は平成27年1月30日から施行し、平成26年度予算から適用する。
- 11 平成26年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「1月1日から1月15日まで」とあるのは、「1月1日から1月15日まで若しくは1月26日から2月6日まで」とする。
- 12 この要綱は令和元年12月10日から施行し、令和2度上期の補助申請から適用する。